

定期健康診断受診に係る助成事業実施要領

平成29年4月1日
一般社団法人山梨県トラック協会

1. 助成対象事業者
山梨県内事業所に所属する運転者に健康診断を受診させる会員事業者
2. 助成予算及び対象人数
10,000,000円 5,000人
3. 助成対象検査
定期健康診断（労働安全衛生規則 第43条 第44条 第45条）
4. 助成金額
1名あたり 2,000円
5. 助成対象人員
1事業所あたり平成29年4月1日時点における山梨県内の事業用自動車配置車両数（会費請求台数）の1.2倍まで（小数点以下切り上げ）
例) 10台保有の場合 → 12名まで助成
11台保有の場合 → 13.2名≒14名まで助成
但し、同一人に対しては一人1回分のみとする。
6. 実施期間
○助成対象期間
平成29年4月1日～平成30年1月31日まで
○助成金申請書の受付期間
平成30年2月15日まで
※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点で終了とする
7. 交付要綱
「定期健康診断受診に係る助成金交付要綱」のとおり